

協同総合研究所定款の改正について

1992年6月27日

協同総合研究所第2回総会

1. 本研究所の定款を、設立総会の確認にもとづいて、別紙の通り改正します。

改正理由：文言を整理し、法人格取得をめざす上でも、社会通念に従ったものに改める。とくに出資に定款上の規定を与えて信頼性を確立する。

2. 現行定款の第4条、5条、6条にある、本研究所の理念、主要研究課題などの趣旨を生かし、「協同総合研究所憲章」にまとめる。
文案については、理事会でまとめ、会員の討議を経て、次期総会で決定する。
3. 定款改正にともなう、現行「出資金規則」「賛助会員規約」の取り扱いについては、理事会で検討する。

改正定款

協同総合研究所定款

第1章 総則

第1条（名称） この団体は、協同総合研究所と称する。

第2条（所在） この団体（以下、本研究所という）は、事務所を東京都新宿区高田馬場4丁目2番31号に置く。

第2章 目的および事業

第3条（目的） 本研究所は、研究者と実践家の協力・協同により、労働者協同組合および広く協同運動を総合的に研究し、外国の研究者・実践家との連絡・交流を推進し、研究・教育・文化などの諸事業を行なう協同組織として、社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業） 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1) 研究者と実践家の協力・協同による研究等
- 2) 研究会および講習会の開催等
- 3) 機関紙・誌および関連図書、パンフレット等の発行および普及
- 4) 国内および外国の研究者・実践家、研究・実践団体との連絡・交流
- 5) その他、前条の目的達成に必要な事業

2 研究事業は、規則にて別に定める。

第3章 会員および賛助会員

第5条（会員） 本研究所の会員は、次のいずれかに該当する者で、入会申込書において会員2名以上の推薦を得て、理事会で承認された者とする。

- 1) 会員 本研究所の第3条の目的に賛同し、研究および活動に参加する者
- 2) 賛助会員 本研究所の目的に寄与する者で、理事会において推薦された者

第6条（会費） 会員は、第27条に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費を一定期間滞納した者は、理事会規則により退会したものとみなす。

第7条（退会） 会員が退会するときは、理事会に書面で提出しなければならない。

- 2 死亡、または解散した会員は、退会したものとみなされる。
- 3 死亡、または解散した賛助会員は、前項に準ずる。

第8条（除名） 会員等に本研究所の名誉を損し、または秩序を乱した行為があるときは、理事会の同意を得て、総会においてこれを除名することができる。

- 2 但し、理事会は除名の対象となった当人が弁明する機会を与えなければならない。

第9条（会費等の返還） 退会、または除名された会員が既に納入した会費等は、これを返還しない。但し、寄託のときに理事会の同意を得て留保の指定があった書籍等については、この限りではない。

第4章 機関

第10条（役員） 本研究所に、次の役員を置く。

- 1) 理事長 1名
- 2) 副理事長 若干名
- 3) 専務理事 1名
- 4) 常任理事 10名以上17名以下、但し常任理事の数は理事の半数未満とする
- 5) 理事 21名以上35名以下
- 6) 監事 2名以上3名以下

第11条（役員の選任方法） 理事および監事は、総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長ならびに専務理事は、理事会において理事の互選によって定める。

第12条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なわなければならない。

第13条（理事長） 理事長は本研究所を代表し、業務を統括する。

- 2 理事長が欠けたとき、または事故あるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が職務を代行する。

第14条（理事会および常任理事会） 理事は理事会を組織、運営し会務を執行する。

- 2 理事会は理事の中から常任理事を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

第15条（監事） 監事は本研究所の会計および業務を監査し、総会に報告しなければならない。

- 2 監事は理事会に出席することができる。
- 3 監事は他の役員を兼任することはできない。

第16条（事務局） 本研究所に事務局を置く。事務局に関する規則は理事会でこれを定める。

第5章 会 議

第17条（総会）総会は毎年1回、理事長が招集し、事業年度終了後3ヵ月以内に開催しなければならない。

2 総会は次の事項を決議する。

- 1) 事業計画および報告の承認
- 2) 事業予算および決算の承認
- 3) その他重要な事項

第18条（会議の議長） 総会の議長は、総会の出席会員からこれを選任する。

2 理事会および常任理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第19条（臨時総会） 理事長は必要があると認めたときは、次の各号によって臨時総会を招集しなければならない。

- 1) 理事会が必要と認めたとき
- 2) 会員の5分の1以上から会議目的を記載した書面により開催請求があるとき
- 3) 民法第59条第4号に準じ監事が招集するとき

第20条（理事会） 理事会は理事長がこれを招集する。

2 理事会は次の事項を決定する。

- 1) 総会の議決および委任事項の執行
- 2) 総会に付議すべき事項
- 3) その他、総会の議決を要しない会務の執行
- 4) 本研究所に関わる諸規則
- 5) 常任理事会に委任すべき事項
- 6) 入退会に関する事項
- 7) その他

第21条（常任理事会） 常任理事会は理事長がこれを招集し、理事会から委任された事項および日常の業務執行に責任を負う。

第22条（議決要件） 本研究所のすべての会議は、構成員の過半数の出席を必要とし、会議の決議・承認事項は別に定める場合を除き出席者の過半数の同意を以て決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第23条（成立要件） 総会の構成員には、やむを得ない理由により出席できない会員が議長に提出した委任状を含めるものとする。但し、委任状を提出した者は、書面を以て意見を述べることができるが、総会の議決数には加えない。

第24条（議事録の作成） 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 会議の日時および場所
 - 2) 構成員の現在数
 - 3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
 - 4) 議決事項
 - 5) 議事の経過および要領ならびに発言要旨
 - 6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名しなければならない。

第6章 会費および資産ならびに会計

第25条（出資金） 会員は、出資1口以上を持たなければならない。但し、1会員当りの出資は5百口を超えることができない。

2 学生会員は出資を免除される。

第26条（出資1口の金額および払い込み方法） 出資1口の金額は金1万円とし、全額一時払い込みとする。

第27条（会費） 個人会員の会費を年間1万2千円とする。但し、学生（大学院生を含む）会員の年会費は6千円とする。

2 団体会員の会費を年間3万円とし、1口以上の会費とする。

第28条（寄付金等） 本研究所の費用を賄うため賛助会員等も含め、寄付金等を受け付けることができる。

2 本研究所の出版物・催し事等の剰余金等の寄付金等を受け付けることができる。

第29条（収支・予算および決算） 本研究所の収支予算は、総会の議決によりこれを定め、収支決算書および貸借対照表は、年度終了後2ヵ月以内にその年度末財産目録と共に、監事の監査を経て、総会に提出されなければならない。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算を施行する。

3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第30条（会計年度） 会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第31条（資産等の管理） 資産は理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理する。

第7章 定款の変更および解散

第32条（定款の変更） この定款は、総会において、会員の2分の1以上の同意に基づく議決によってこれを変更することができる。

第33条（解散） 本研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定に準じて解散する。

2 本研究所の解散は、総会において会員の3分の2以上の同意を必要とする。

3 理事長は、やむをえない理由のために総会に出席できない会員が、書面を以て表決の意思を表わす機会を与えなければならない。

第8章 補則

第34条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、理事会が定めた規則による。

付 則（1991年3月23日）

（施行期日） 本定款は、1991年3月23日より実施する。

付 則（1992年6月27日）

（施行期日） 本定款は、1992年6月27日より実施する。

旧 定 款

協 同 綜 合 研 究 所 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 この団体は、協同総合研究所と称する。

第 2 条 この団体（以下、本研究所という）は、事務所を東京都新宿区高田馬場 4 丁目 2 番 3 1 号に置く。

第 3 条 本研究所は、実践家と研究者が協同して、労働者協同組合および広く協同運動を総合的に研究することを目的とし、研究・教育・文化などの諸事業を行なう協同組織として社会の発展に寄与する。

第 4 条 前条の目的を達成するために、この団体は次の事業を行なう。

- 1 当面する主要課題として次の諸活動の調査研究プロジェクトを進める。
 - 1) 迫りつつある人類的危機の実態とその解決方向。協同の今日的意義と総合的な協同の戦略
 - 2) 日本と世界の労働者・生産者協同組合、労働者自主管理の歴史と現状。事業・経営、技術、組織、運動、政策のあり方
 - 3) 生協、農協、漁協などの協同組合のあり方の検討。文化、教育、福祉などの新しい協同組合の取り組みとその発展方向。協同組合間協同と、これを土台とした地域づくりの実践と政策
 - 4) 「自立と協同と愛」の人間として成長し合う人間発達の問題。健康と食生活の問題
 - 5) 労働組合運動の再生、労働運動における「民主的改革」と企業改革運動、大衆運動の法則性の研究
 - 6) 労働者協同組合などの協同組合の法制・施策。公共と協同の関係
 - 7) その他前条の目的を達成するために必要な調査研究
- 2 前項の調査研究に加えて前条の目的を達成するために必要な総合的な調査研究活動を、本研究所の内外において推進すると共に、その成果を国の内外に普及するために次の開催・運営と編集発行に当る。
 - 1) 主題別の研究例会、実態調査、全国集会、集中講座、青年学生セミナー、国際シンポジウム、海外交流（相互の視察・調査・普及・滞在研究）などの開催運営
 - 2) 所報、機関誌、調査報告、研究年報、地域別・主題別調査研究の相互交流誌、海外レビュー誌などの編集発行
- 3 前二項の活動に必要な資料情報ネットワークの組織化に当ると共に、そのセンターとなる資料・図書施設に加えて、前条の目的を達成するために必要な運動・研究・文化・技術施設の設立を企画し、その実現のための事業計画を推進する。
- 4 青年・学生の協同に関する自主的研究活動を奨励する。
- 5 前条の公益的目的を達成するために必要な収益事業を、委託調査や出版事業を始め前 4 項に関連して企画し、その実現のための事業計画を推進する。
- 6 その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第 5 条 本研究所は労働者協同組合運動と市民社会への公益的奉仕の理念を以て、設立趣意に提唱された次の 5 原則を基礎に運営する。

- 1) 人類的見地の原則

- 2) 変革の立場の原則
- 3) 人間発達重視の原則
- 4) 実践と研究の結合の原則
- 5) 自立の原則

第6条 本研究所の会員（個人、団体、サークル）は、ブロック、都道府県ごとに地域研究所を設立し、これを基礎に学習・研究・調査・情報交換を行ない、とりわけ労働者協同組合と協同組合セクターを基礎とした地域発展計画の研究を推進する。

2 研究員、地域研究所に関する規定は、別に定める。

第7条 本研究所は研究の民主性と独立性を重視し、研究員の地位と役割を尊重して、その自主的かつ自由な研究を保障する。

第2章 会員および賛助会員

第8条 本研究所の会員は、次の2種とする。

- 1) 正会員 本研究所の目的に賛同してその自主的な研究および学習活動に参加し、所報や機関誌を受け取り寄稿することを認められた個人または団体
- 2) 特別会員 本研究所の目的とするところに寄与した個人または団体で、総会において推薦されたもの

第9条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

第10条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の承認は、理事会が行なうものとする

第11条 正会員が退会するときは、書面でその旨を届け出なければならない。

2 死亡し、または解散した会員は、退会したものとみなす。

第12条 会員に次の各号の行為があるときは、総会において、出席会員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。但し、総会は、決議の前に、当人が弁明する機会を与えなければならない。

- 1) 会費を1年以上納入しないとき
- 2) この団体の名誉を損し、または秩序を乱したとき

第13条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費、その他会員としての義務に基づく金品、もしくは寄付金等は、これを返還しない。但し、寄託のときに特別の留保の指定があった書籍、その他の物品等については、この限りではない。

第14条 本研究所は、賛助会費を負担する賛助会員を置くことができる。但し、賛助会員は、会員としての議決権を有しないが、研究会に参加し、調査研究成果を含む諸出版物その他の配付を受けることができる。

賛助会員に関する規定は、理事会の議決を以て定める。

第3章 役員および事務局

第15条 本研究所に、次の役員を置く。

- 1) 理事10名以上35名以下
- 2) 監事3名以内
- 3) 評議員20名以上50名以下

- 2 理事のうち1名を理事長とし、若干名を副理事長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事とし、15名以内を常任理事とする。

第16条 理事および監事は総会において選出する。

- 2 監事は他の役員を兼任することはできない。
- 3 理事長、副理事長、専務理事ならびに常任理事は、理事会において理事の互選によって定める。
- 4 評議員は、理事会の互選を経て理事長が委嘱する。

第17条 理事長は本研究所を代表し、業務を統括する。

- 2 理事長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が職務を代行する。
- 3 専務理事ならびに常任理事は、常任理事会を組織し、理事長を補佐して日常の業務を分掌し、その職務を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、業務に関する重要事項を決定し執行する。
- 5 評議員は、評議員会を組織し、必要な事項を審議する。
- 6 監事は、民法第59条に準じて職務を行なう。

第18条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なわなければならない。

第19条 その地位にふさわしくない行為を行なった役員は、総会の議決により、解任することができる。

第20条 理事長は、必要に応じ、理事会の議決を経て、顧問および参与を委嘱することができる。

- 2 顧問および参与は、特殊な事項について、理事長および専務理事ならびに常務理事の諮問に応え、あるいは業務に参加する。

第21条 役員には報酬を与えることができる。

- 2 報酬の額、これを受ける役員その他については、総会の決議を得なければならない。

第22条 本研究所に研究員を置く。研究員に関する規定は理事会の議決を経て定める。

第23条 本研究所に事務局を置く。事務局に関する規定は理事会の議決を経て定める。

第4章 会議

第24条 会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、第8条の会員を以て構成する。

第25条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 事業計画の決定
- 2) 事業報告の承認
- 3) その他本研究所の運営に関する重要な事項

第26条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決定する。

- 1) 総会の議決および委任した事項の執行
- 2) 総会に付議すべき事項
- 3) その他総会の議決を要しない会務の執行

第27条 通常総会は毎年、事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認めたとき。

2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があるとき。

3) 民法第59条第4号に準じ監事が招集するとき。

4) 理事会は随時臨時開催する。

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2) 理事長は、前条第2項第3号の場合には請求の日から30日以内に招集しなければならない。

3) 総会を招集するには、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した書面を少なくとも10日以内に会員に送付しなければならない。

4) 理事会は、理事長が招集する。

第29条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2) 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第30条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第31条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席者の過半数の同意を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面を以て表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 会議の日時および場所

2) 構成員の現在数

3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）

4) 議決事項

5) 議事の経過および要領ならびに発言要旨

6) 議事録署名人の選任に関する事項

2) 議事録には、議長および出席した構成員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。

第34条 評議員会は、理事会の諮問機関として理事長がこれを招集し、理事会および総会より付託された事項を審議する。

第5章 資産および会計

第35条 本研究所の資産は、次に掲げるものを以て構成する。

1) 会員による拠出金（出資）

2) 会費

3) 寄付金品

4) 事業に伴う収入

5) 資産から生ずる収入

6) その他の収入

第36条 資産は理事会の決議に基づいて理事長がこれを管理する。

第37条 本研究所の経費は、資産を以て支弁する。

第38条 本研究所の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2ヵ月以内にその年度末財産目録と共に、監事の監査を経て、総会の承認を経なければならない。

2) 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算を施行する。

3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第39条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更および解散

第40条 この定款は、総会において、出席会員の4分の3以上の同意に基づく議決によって、これを変更することができる。

第41条 本研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定に準じて解散する。

2 解散のときに在する残余財産は、総会の議決に基づき、類似の目的をもつ他の団体に寄付する等、適切に処分する。

第7章 補則

第42条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、理事会が定めた規則による。

第43条 本研究所は、公益法人たる法的資格の取得を期する。

付則 本定款は、1991年3月23日より実施する。

協同総合研究所出資金規則

協同総合研究所は、会員の出資に基づく自主的な研究・文化協同組合として運営される。このために、出資に関する規則を以下に定めるものとする。

第1条 本研究所の会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 本研究所の出資には、利子は支払わない。

第2条 出資1口の金額は1万円とし、入会申込み時に払い込むものとする。

但し、個人会員は3口以上、団体会員は10口以上払うことが望ましい。

第3条 出資金は、自己資金の拡充に応じて募集するものとし、募集にあたっては、その理由、募集総額、口数、方法等について総会の決議を経なければならない。

第4条 出資金を募集するときは、理事会にはかって手続きを行なわなければならない。

第5条 出資金を募集したときは原簿を備え、元帳勘定を起し、管理に万全を期さなければならない。

2 処理は、会計処理規則による。

第6条 会員は、その出資口数を増加することができる。

2 出資口数を増加しようとする会員は、本研究所の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する金額を添え、本研究所に提出しなければならない。

第7条 脱退した会員には、次の各号の定めるところにより、その払い込み済み出資金額の払い戻しを、本研究所に請求することができる。

1) 自由脱退、資格喪失、および死亡による脱退の場合は、その払い込み済み出資金額に相当する額

2) 除名による脱退の場合は、その払い込み済み出資金額の2分の1に相当する額

2 出資金の払い戻しは、総会において当該会員の脱退が確認されて以降とする。

第8条 この規則の改廃は総会において行なう

付 則 この規則は、1991年3月23日より実施する。

協同総合研究所賛助会員規約

- 第1条 この規約は、協同総合研究所定款第14条に基づき、協同総合研究所の賛助会員に関して必要な事項を定めるものである。
- 第2条 協同総合研究所の設立趣旨に賛同してその目的達成に必要な諸事業の発展に協力すると共に、調査研究計画の推進およびその成果の普及に参加しようとする個人および法人ないし団体で、理事長の承認を得たものは賛助会員になることができる。
- 第3条 賛助会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、常任理事会の審議を経て、その承認を得たならば、理事会の定める賛助会費を納入しなければならない。
- 第4条 賛助会員は公開例会に出席し、所定の定期刊行物の配付を受け、基本図書を開覧し、資料ないし情報の照会を行なうことができる。
- 第5条 賛助会員は、研究員および調査員を迎えて行なう研究集会および総会に出席し、調査研究計画の推進とその成果の普及について積極的な意見を述べることができる。
- 第6条 賛助会員は、調査研究計画等の要員として自ら調査研究活動に参加し、その成果を発表する機会をもつことができる。
- 第7条 賛助会員は、事業計画推進の幹事として自ら教育文化活動等に従事し、その成果を普及する任務をもつことができる。
- 第8条 賛助会員は、協同総合研究所定款第16条に基づく役員決定に際し、評議員候補となることができる。
- 第9条 理事長をはじめ理事会および常任理事会は、賛助会員の質問、要望、意見に対して誠実に回答し、その意欲と好意に応じて諸事業の民主的な発展に努力し、その運営および研究に対する参加の機会を積極的に保障しなければならない。
- 第10条 賛助会員が退会するときは、書面でその旨を届け出なければならない。
- 2 死亡し、または解散した賛助会員は退会したものとみなす。
- 第11条 賛助会員に次の各号のいずれかの行為があるときは、理事会において、これを除名することができる。
- 1) 賛助会費を1年以上納入しないとき
 - 2) 本研究所の名誉を著しく損し、または秩序を乱したとき
- 第12条 退会し、または除名された賛助会員が既に納入した会費、その他会員としての義務に基づく金品、もしくは寄付金等は、これを返還しない。但し寄託のとき特別の留保の指定があった書籍、その他の物品等についてはこの限りではない。
- 第13条 法人ないし団体を代表する賛助会員権の行使は、理事長の承認する特定の1名もしくはその代理人に限る。但し、理事長が特別に承認した場合にはその限りではない。
- 第14条 この規約の変更は評議員会の議を経て理事会が行なう。

2 この規約の施行について必要な事項は、この規約で別に定めたものを除いて、常任理事会が定める細則による。

付 則 この規約は、1991年3月23日より実施する。

1991年度の会費について

協同総合研究所の1991年度の会費を以下のように定めます。

- 1 個人会員の会費を年間1万2000円とする。
- 2 団体会員の会費を年間1口、3万円とする。

新旧定款対照表

*旧定款では()表記はないが、便宜上改正定款に準拠して付け加えた。

[旧]

第1章 総則

第1条 (名称)

第2条 (所在)

第3条 (目的)

第4条 (事業)

1. 主要な研究課題

2. 具体的事業

第5条 (基本原則)

第6条 (地域研究所)

第7条 (研究の民主・独立性)

第2章 会員および賛助会員

第8条 (会員)

第9条 (会費)

第10条 (入会)

第11条 (退会)

第12条 (除名)

第13条 (会費等の返還)

第14条 (賛助会員)

[新]

第1章 総則

*現行「第1章総則」の第3条以降を「第2章 目的および事業」として分けて表示する

第1条 (名称) 旧定款の通り

第2条 (所在) 旧定款の通り

第2章 目的および事業

第3条 (目的) 「外国の研究者・実践家との連絡・交流」を加えた

第4条 (事業)

*「協同総研憲章」に別途定める

*事業計画に盛り込む

[削除] *「協同総研憲章」に別途定める

[削除] *「協同総研憲章」に別途定める

[削除] (自明であるため)

第3章 会員および賛助会員

第5条 (会員)

*賛助会員の規定を定めた(以下の条項で、会員に準拠しつつ、賛助会員の実質的規定を表示)

*入会申請のために会員2名の推薦を必要とすることとした

第6条 (会費)

*会費未納を退会とみなすこととした

[第5条 会員に組入れた]

第7条 (退会) 旧定款の通り

第8条 (除名)

*会費未納=除名対象などの不適切な部分を削除

第9条 (会費等の返還) 若干の表現整理

[第5条 会員等に組入れた]

第3章 役員および事務局

第4章 機関

第15条 (役員)

第16条 (役員を選任方法)

第17条 (役員の仕事)

第18条 (役員の仕事)

第19条 (役員の仕事)

第20条 (顧問・参加)

第21条 (役員報酬)

第22条 (研究員)

第23条 (事務局)

第4章 会議

第24条 (総会、理事会)

第25条 (総会の議決事項)

第26条 (理事会の議決事項)

第27条 (総会の開催)

第28条 (総会の招集)

第29条 (会議の議長)

* 章の表題を変更。理事会、常任理事会の規定を大幅に整理した。

第10条 (役員)

* 「評議員」を削除

* 常任理事の定数を理事の半数未満とした

* 理事、監事、常任理事の定数若干改定

第11条 (役員を選任方法)

* 若干の表現整理、監事の兼任禁止は第15条へ [それぞれの役員の規定に分割して組入]

第12条 (役員の仕事)

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[以下、新設]

第14条 (理事会および常任理事会)

第15条 (監事)

* 監事の規定を明確にした

第16条 (事務局)

第5章 会議

* 総会、理事会、常任理事会の各会議ごとの規定および「議決・成立要件」ごとの規定に整理

第17条 (総会)

* 総会の議決事項に、予算・決算の承認を加えた

[条項の構成を整理]

[条項の構成を整理]

[条項の構成を整理]

[条項の構成を整理]

第18条 (会議の議長)

第19条 (臨時総会)

* 現行27条の総会規定から独立

第20条 (理事会)

* 現行26条の理事会の任務に、諸規則、常任理事会への委任事項、入退会に関する事項を追加

第30条 (会議の成立要件)

第31条 (会議の議決要件)

第32条 (書面表決と委任)

第33条 (議事録の作成)

第34条 (評議員会)

第5章 資産および会計

第35条 (資産)

第36条 (資産等の管理)

第37条 (経費の支弁)

第38条 (収支・決算および予算)

第39条 (会計年度)

第6章 定款の変更および解散

第40条 (定款の変更)

第41条 (解散)

第7章 補則

第42条 [施行による必要な事項は理事会の定める規則による]

第43条 [公益法人たる法的資格の取得を期す]

第21条 (常任理事会) [新設]

第22条 (議決要件)

* 現行31条、32条をまとめた

第23条 (成立要件)

* 現行は「書面による表決」を認めているが、書面では「意見を表明する」のに留める。委任状は、議決数に加えないこととした。

第24条 (議事録の作成) [旧定款通り]

[削除]

第6章 資産および会計

[削除——該当するそれぞれの項目ごとに規定]

第25条 (出資金) [新設]

第26条 (出資1口の金額および払込方法)

[新設]

第27条 (会費) [新設]

第28条 (寄付金等) [新設]

第31条 (資産等の管理)

[削除]

第29条 (収支・決算および予算)

* 収支決算書、貸借対照表の総会への提出を銘記した

第30条 (会計年度) [現行通り]

第7章 定款の変更および解散

第32条 (定款の変更)

* 旧定款「出席会員の4分の3以上の同意」を「会員の2分の1以上の同意」に変更

第33条 (解散)

* 旧定款「残余財産の寄付」等の規定を削除
* 解散を討議する総会においては、やむをえない理由で出席できない会員に対し、書面で表決の意思を表わす機会を与えることとした。

第8章 補則

第34条 [旧定款通り]

[削除]